	B　当該都道府県内の市町村ごとの私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍入員数の合計数
第九条第一項の表都道府県の項第五号1算式アの符号αの算式の符号を次のように改める。	
算式の符号	
a　前年度私立保育所支弁額	
b　前年度私立保育所徴収額	
c　前年度私立保育所入所人員数	
第九条第一項の表都道府県の項第五号1算式イ中「1.250」を「1.185」に、「2.344」を「2.222」に、「1.563」を「1.481」に、「14.063」を「13.333」に、「9.375」を「8.889」に、「0.781」を「0.741」に、「4.688」を「4.444」に、「0.952」を「0.962」に改め、同号1算式ウ中「1.282」を「1.203」に改め、同号1算式エ(1)中「28.26」を「27.73」に、同号1算式エ(2)中「36.41」を「33.84」に改め、同号1算式エ(3)中「25.07」を「23.59」に改め、同号1に次のように加える。	
算式オ	
{B×1.323＋C×1.000＋（D＋J）×0.892＋E×1.148＋F×3.429＋G×1.195＋H×1.073＋I×0.656} ×A 31.392	
B×1.323、C×1.000、(D＋J）×0.892、E×1.148、F×3.429、G×1.195、H×1.073、I×0.656に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	
算式オの符号	
A　測定単位の数値	
B　当該都道府県内の市町村ごとの家庭的保育事業に係る子どもの数の合計数	
C　当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業A型に係る子どもの数の合計数	
D　当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業B型に係る子どもの数の合計数	
E　当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業C型に係る子どもの数の合計数	
F　当該都道府県内の市町村ごとの居宅訪問型保育事業に係る子どもの数の合計数	
G　当該都道府県内の市町村ごとの小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数の合計数	
H　当該都道府県内の市町村ごとの小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数の合計数	
I　当該都道府県内の市町村ごとの保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数の合計数	
J　当該都道府県内の市町村ごとの特例保育給付に係る子どもの数の合計数	
第九条第一項の表都道府県の項第五号2を次のように改める。	
2　私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十七年四月一日現在の私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員（子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げるもの（以下「二・三号認定子ども」という。）に限る。）数の合計数とする。以下この表において同じ。	

第九条第一項の表都道府県の項第五号6中「「平成二十五年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（平成二十六年二月十二日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局事務連絡）に基づいて厚生労働省に報告された平成二十六年二月末時点の報告」を「平成二十六年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（平成二十七年四月十三日付内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された支給状況報告」に改め、同号30中「平成二十四年度実施事業」を「平成二十五年度実施事業」に改め、同号31中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号に次のように加える。

34	家庭的保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十七年四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
35	小規模保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十七年四月一日現在の小規模保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
36	小規模保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十七年四月一日現在の小規模保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
37	小規模保育事業C型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十七年四月一日現在の小規模保育事業C型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
38	居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十七年四月一日現在の居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
39	小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十七年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
40	小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十七年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
41	保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十七年四月一日現在の保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
42	特例保育給付事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十七年四月一日現在の特例保育給付事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
第九条第一項の表都道府県の項第五号を同項第七号とし、同項第四号1算式ア中「0.972」を「0.964」に、「0.896」を「1.016」に改め、同号2及び5中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「〇・七五」を「〇・七六」に、「〇・〇三」を「〇・〇四」に、「二・四二」を「二・三七」に、「〇・七七」を「〇・七八」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次のように加える。	